

町内の事業者から経営を引き継ぎ、新たに事業経営を後継する方に対して 奨励金を交付します！

－ 幌延町商工業事業継承支援事業奨励金（令和9年度末まで） －

○交付対象者

- ・ 町内に在住する20歳以上の者で、商工業経営を後継する者
- ・ 幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延商工会が発行する証明書類を添付）
- ・ 町税などの滞納がないこと など

○主な対象要件

- ・ 譲渡人は事業継承時において、町内に5年以上続けて店舗または事業所を有する者または町内に5年以上続けて店舗または事業所を有していた実績があり、廃業から1年を経過していない者
- ・ 譲受人は奨励金の申請時において、町内に住所を有する者
- ・ 継承後5年以上継続して事業を営もうとする者

○奨励金の額

1人につき100万円 ※奨励金の交付は、同一人につき1回限りとします。

○申請期間

毎年度4月1日から3月31日まで

○その他

奨励金交付後5年以内に廃業となった場合は、廃業日に応じ当該奨励金を返還することに同意すること。

従業員（65歳以下）の資格取得に要する費用の一部を補助します！

－ 幌延町商工業人材育成促進補助金（令和9年度末まで） －

○交付対象者

- ・ 幌延町商工会の会員または会員登録を予定する者（幌延町商工会が発行する証明書類を添付）
- ・ 町税などの滞納がないこと など

○対象となる経費および対象外となる経費

| 対象となる経費 | 対象外となる経費 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 業務に関する資格取得のための受験料または受講料・ 旅費（日当2,300円、移動費15円/km 20日分を限度とする） ※片道が160km以上で宿泊が伴う場合は11,300円/日、日帰りの場合は日当2,500円上乗せ | <ul style="list-style-type: none">・ 飲食費、消耗品費、通信運搬費・ 補助対象経費が3万円に満たないもの。・ 普通自動車第一種運転免許、普通自動車第二種運転免許、原動機付自転車運転免許 など・ 上記のほか、資格取得を要さない講習などについては本事業の対象とならない場合あり。 |

○補助率、限度額および申請回数

| | |
|------|--------------|
| 補助率 | 補助対象経費の50% |
| 限度額 | 限度額20万円 |
| 申請回数 | 限度額を上限に複数回可能 |